

## 豊田市地域スポーツクラブ活動事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、地域スポーツクラブ活動事業費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、地域スポーツクラブ活動事業に要する費用の一部を補助することにより、地域スポーツクラブの育成及び定着化を図り、もって地域における生涯スポーツ活動の推進に資することを目的とする。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、豊田市地域スポーツクラブ支援事業実施要綱（令和4年5月27日施行。以下「実施要綱」という。）別表第1に掲げる団体及びこれから地域スポーツクラブを設立しようとする団体とする。なお、休止して10年以上経過した地域スポーツクラブが、再開する場合においては、設立と同様の取扱いを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助対象者とならない。

- (1) 豊田市税を滞納している団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (3) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている団体
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められる団体

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う事業で、次に掲げるものとする。

- (1) 地域スポーツクラブの設立準備のために必要な事業（以下「設立準備事業」という。）
- (2) 地域スポーツクラブの事務所等の管理及び組織の運営のために必要な事業（以下「管理運営事業」という。）
- (3) スポーツ習慣の形成及び継続により、体力の向上及び健康の保持・増進を図ることを目的として活動する事業（以下「教室事業」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業とならない。

- (1) 豊田市又は国、県その他の団体から、この補助金以外の補助金等の交付を受けている事業

## (2) その他市長が適当でないと認める事業

### (補助対象期間)

第5条 補助金の交付対象となる期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を限度とする。

- (1) 設立準備事業 設立を予定する年度の前年度
- (2) 管理運営事業 設立した年度から継続して5年を経過する年度まで
- (3) 教室事業 設立した年度から解散する年度まで

### (補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費とする。

### (補助金の額等)

第7条 設立準備事業及び管理運営事業に係る補助金の額は、別表に掲げる補助対象経費の合計額に同表に掲げる補助率を乗じて得た額とし、同表に掲げる上限額を限度とする。

- 2 教室事業に係る補助金の額は、1教室につき、別表に掲げる補助対象経費の合計額に同表に掲げる補助率を乗じて得た額と、当該教室に係る支出から収入を差し引いて得た額とを比較していずれか少ない方の額とし、同表に掲げる上限額を限度とする。
- 3 前項の場合において、複数の教室を実施する場合は、それぞれの教室について算出した額の合計額を補助金の額とし、別表に掲げる上限額を限度とする。
- 4 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (補助の要件)

第8条 設立準備事業及び管理運営事業に係る補助金の交付申請をしようとするときは、地域スポーツクラブ評価指標を満たさなければならない。

- 2 教室事業に係る補助金の交付申請をしようとするときは、次の各号に掲げる要件の全てを備えなければならない。
  - (1) 教室の参加者から参加費を徴収すること。
  - (2) 申請に係る教室は、市が別途指定した内容のいずれかであり、地域スポーツの推進に資するものであって、おおむね週1回を目安に年間を通じて行うものであること。

### (交付の申請)

第9条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者は、豊田市地域スポーツクラブ活動事業費補助金交付申請書（様式第1号）に規則第4条第1項各号及び第2項各号に掲げる書類並びに次に掲げる書類を添えて、申請をしようとする年度の5月31日（以下「提出期日」という。）までに市長に提出しなければならない。ただし、設立準備事業又は管理運営事業に係る申請のうち設立年度に係るものについては、提出期日を超えて提出できるものとする。また、天災などの特別な事情があり、提出期日までに提出する

ことが困難であると判断される場合は提出期日を変更することができる。

- (1) 豊田市地域スポーツクラブ活動事業費補助金所要額総括表
  - (2) 設立準備事業及び管理運営事業に係る申請の場合は、地域スポーツクラブ評価指標チェック表
  - (3) 教室事業に係る申請の場合は、当該教室の教室事業収支予算書及び教室事業計画書
- 2 補助対象者は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた上で補助対象経費を算出し、交付の申請を行うものとする。ただし、消費税及び地方消費税が課税されない費目についてはこの限りでない。
  - 3 第1項の場合において、補助対象者は、第4条第1項各号に掲げる補助対象事業のうち2以上を同一年度内に申請することはできない。
  - 4 前項の規定にかかわらず、設立準備事業に係る補助金の申請にあつては、同一の補助対象者につき1回のみとする。(なお、休止して10年以上経過した地域スポーツクラブが、再開する場合においては、この限りではない。)

#### (交付の決定)

- 第10条 規則第5条第1項の通知は、同項の補助金等交付決定通知書に代えて、豊田市地域スポーツクラブ活動事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。
- 2 市長は補助金の交付事務に必要な内容に関し、補助金の交付の申請をしようとする補助対象者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧や市税の収納状況を確認することができる。

#### (計画の変更)

- 第11条 規則第8条第1項の申請は、同項の補助事業等計画変更承認申請書に代えて、豊田市地域スポーツクラブ活動事業計画変更承認申請書(様式第3号)により行うものとする。

#### (変更の決定通知)

- 第12条 規則第9条の通知は、同条の補助金等変更決定通知書に代えて、豊田市地域スポーツクラブ活動事業費補助金変更決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

#### (実績の報告)

- 第13条 規則第10条の報告は、同条の補助事業等実績報告書に代えて、豊田市地域スポーツクラブ活動事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の完了日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。
- (1) 豊田市地域スポーツクラブ活動事業費補助金精算額総括表
  - (2) 設立準備事業及び管理運営事業に係る報告の場合は、収支決算書及び事業報告書
  - (3) 教室事業に係る報告の場合は、当該教室の教室事業収支決算書及び教室事業報告書
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、第9条第2項に規定する算定方法

と同様の方法で収支決算書又は教室事業収支決算書を作成し、報告しなければならない。

(確定の通知)

第14条 規則第11条の通知は、同項の補助金等確定通知書に代えて、豊田市地域スポーツクラブ活動事業費補助金確定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(帳簿等の備付けの期間)

第15条 規則第12条の帳簿及びその内容を証する書類は、補助対象事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間、これを保存しなければならない。

(成果の確認)

第16条 市長は、規則第13条の検査のほか、必要に応じて現地調査を行い、第2条の交付の目的及び第8条の要件に適合しているか否かを確認することができる。

(財産の管理等)

第17条 補助対象者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、当該補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金の交付の目的に従って効率的に運用するよう努めなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 補助対象者は、取得財産等を、補助対象事業が完了した年度の翌年度から起算して5年(以下「処分制限期間」という。)以内に補助金の交付の目的に反して、使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、取得価格又は効用の増加価格が20万円未満の場合は、この限りでない。

2 補助対象者は、取得財産等に係る台帳を備え、処分制限期間の満了日までこれを保存しておかななければならない。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第19条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 第3条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 規則第14条各号のいずれかに違反したとき。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

### (要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

補助対象経費、補助率及び上限額

事業名等		補助対象経費	補助率	上限額
設立準備事業		賃金 報償費 旅費 需用費 役務費 使用料及び賃借料 その他補助対象事業の実施に必要な経費（飲食費及び備品購入費を除く。）	9 / 10	100万円
管理運営事業	設立年度	賃金 報償費 旅費 需用費 役務費 使用料及び賃借料 備品購入費 その他補助対象事業の実施に必要な経費（飲食費及び繰越金を除く。）	4 / 5	200万円
	設立2年度目		2 / 3	
	設立3年度目			
	設立4年度目			
	設立5年度目			
教室事業		賃金 報償費 旅費 需用費 役務費 使用料及び賃借料 その他補助対象事業の実施に必要な経費（飲食費及び備品購入費を除く。）	1 / 2	100万円

上記の補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた上で算出するものとする。ただし、消費税及び地方消費税が課税されない費目についてはこの限りでない。

様式第1号（第9条関係）

年 月 日

豊田市長 様

(申請者) 住 所 \_\_\_\_\_  
 (フリガナ) \_\_\_\_\_  
 団 体 名 \_\_\_\_\_  
 (フリガナ) \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

年度 豊田市地域スポーツクラブ活動事業費補助金交付申請書

年度において、豊田市地域スポーツクラブ活動事業を実施したいので、豊田市地域スポーツクラブ活動事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

補助金交付申請額	金	円									
補助対象事業名	<input type="checkbox"/> 設立準備事業	<input type="checkbox"/> 管理運営事業	<input type="checkbox"/> 教室事業								
補助対象事業の内容											
申請者の課税区分等	<input type="checkbox"/> 一般課税制度又は簡易課税制度の適用を受ける事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者										
補助金申請の同意・誓約事項 ※該当しない場合は記載不要	<input type="checkbox"/> 豊田市税を滞納していない。 <input type="checkbox"/> 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、市税の収納状況を確認することに同意する。										
法人番号記載欄 ※該当しない場合は記載不要	法人番号13桁										

記入上の注意 □のところは、該当するものにレ印を付してください。

添付書類

- 1 当該年度におけるクラブの事業計画書及び収支予算書
- 2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 役員（役員を置かない場合は、その団体の構成員とする。）の氏名（読み仮名付き）、役職名、住所及び生年月日が記載された書類
- 4 豊田市地域スポーツクラブ活動事業費補助金所要額総括表
- 5 設立準備事業及び管理運営事業に係る申請の場合は、地域スポーツクラブ評価指標チェック表
- 6 教室事業に係る申請の場合は当該教室の教室事業収支予算書及び教室事業計画書
- 7 その他市長が必要と認める書類

様

豊田市地域スポーツクラブ活動事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました 年度 豊田市地域スポーツクラブ活動事業費補助金については、豊田市補助金等交付規則第5条の規定により次のとおり交付することに決定しましたので、同条第1項の規定により通知します。

年 月 日

豊田市長

印

補助対象事業名	<input type="checkbox"/> 設立準備事業 <input type="checkbox"/> 管理運営事業 <input type="checkbox"/> 教室事業
補助金交付決定額	金 円

備考 この補助金の交付に係る条件は、次のとおりです。

- 1 この補助金を申請書に記載されている補助対象事業以外の用途に使用しないこと。
- 2 補助対象事業の実施に当たっては、豊田市補助金等交付規則及び豊田市地域スポーツクラブ活動事業費補助金交付要綱の規定に従うこと。

年 月 日

豊田市長 様

(申請者) 住 所 \_\_\_\_\_  
(フリガナ) \_\_\_\_\_  
団 体 名 \_\_\_\_\_  
(フリガナ) \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

年度 豊田市地域スポーツクラブ活動事業計画変更承認申請書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のありました豊田市地域スポーツクラブ活動事業について、次のとおり計画を変更したいので、豊田市補助金等交付規則第8条第1項の規定により承認されたく申請します。

補助対象事業名	<input type="checkbox"/> 設立準備事業 <input type="checkbox"/> 管理運営事業 <input type="checkbox"/> 教室事業	
補助金交付申請額	変更前	金 円
	変更後	金 円
計画変更の内容		
計画変更の理由		

注意1 のところは、該当するものにレ印を付してください。

2 変更する補助対象事業ごとに変更前と変更後の内容が対比できるよう作成してください。

様

豊田市地域スポーツクラブ活動事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付け豊 発第 号で通知しました豊田市地域スポーツクラブ活動事業に対する補助金の交付決定について、豊田市補助金等交付規則第8条第2項の規定により次のとおり変更しましたので、同規則第9条の規定により通知します。

年 月 日

豊田市長



補助対象事業名	<input type="checkbox"/> 設立準備事業 <input type="checkbox"/> 管理運営事業 <input type="checkbox"/> 教室事業	
補助金交付決定額	変更前	金 円
	変更後	金 円

年 月 日

豊田市長 様

(報告者) 住 所 \_\_\_\_\_  
(フリガナ) \_\_\_\_\_  
団 体 名 \_\_\_\_\_  
(フリガナ) \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

年度 豊田市地域スポーツクラブ活動事業実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で補助金の交付決定を受けました  
年度 豊田市地域スポーツクラブ活動事業を完了 (廃止 中止) しましたので、豊  
田市補助金等交付規則第10条の規定により、次のとおり報告します。

補助対象事業名	<input type="checkbox"/> 設立準備事業 <input type="checkbox"/> 管理運営事業 <input type="checkbox"/> 教室事業
事業の実績及び効果	

記入上の注意 のところは、該当するものにレ印を付してください。

添付書類

- 1 豊田市地域スポーツクラブ活動事業費補助金精算額総括表
- 2 設立準備事業及び管理運営事業に係る報告の場合は、収支決算書及び事業報告書
- 3 教室事業に係る報告の場合は、当該教室の教室事業収支決算書及び教室事業報告

様

豊田市地域スポーツクラブ活動事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度 豊田市地域スポーツクラブ活動事業費補助金については、豊田市補助金等交付規則第11条第1項の規定により次のとおり補助金の額を確定しましたので、同項の規定により通知します。

年 月 日

豊田市長



補助対象事業名	<input type="checkbox"/> 設立準備事業 <input type="checkbox"/> 管理運営事業 <input type="checkbox"/> 教室事業
補助金交付確定額	金 円